

Po

ネスレ サプライヤー規約

December 2013



序文

1. 目的

ネスレサプライヤー規約（以下「規約」又は「当規約」という。）は、サプライヤーとその下請会社（以下、総称して「サプライヤー」という。）がネスレと業務を遂行するにあたって順守すべき必要最小限の基準を定めています。

当規約は、OECD多国籍企業に関するガイドライン（OECD Guidelines of Multinational Enterprises）、ビジネスと人権に関する国連指導原則、（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）、国際労働機関の基本条約（Core Conventions of the International Labour Organisation【ILO】）、国連グローバル・コンパクト 10 原則（10 principles of United Nations Global Compact）、などの国際基準に、ネスレ自身の事業だけでなく、農場や農園に至るまでのサプライチェーン上流の全ての経路が、継続的に適合することを目指しています。

当規約は「ネスレの経営に関する諸原則」の延長線上にあり、コンプライアンスの章で解説する「責任ある調達プログラムの基盤となります。

2. 範囲

ネスレと取引のあるサプライヤーは、当規約の基準を順守することが求められます。ここでいうサプライヤーとは、その親会社、子会社、関連会社をも含み、そこで働く全ての従業員（正社員、契約社員、請負会社従業員、出稼ぎ労働者を含む。）と、サプライチェーン上流のサプライヤーやその関係先です。サプライヤーは、従業員、代理店、下請会社、関連する農家も含めて当規約を順守しているか確かめる責任があります。

3. コンプライアンス

ネスレは、サプライヤーが当規約に記載されている各内容と、適用される全ての法律及び規律を順守し、さらに国際基準、業界基準を順守することにも最善を尽くすことを期待します。

加えて、「責任ある調達プログラム（Responsible Sourcing Program）」を通して、当規約に関する順守状況に関して内外の監査機関による監査を行い、監査要求事項及び「責任ある調達のガイドライン（Responsible Sourcing Guideline）」の順守状況について確認する権利を保持します。

4. 継続的改善

ネスレは、当規約に記載された基準に到達するには不断の活動が必要であると認識しており、サプライヤーの業務の継続的改善を期待します。改善が必要な場合や小規模農家からの直接購買の場合、確実かつ継続的に改善されるように管理方法や手順を設けることをネスレが支援します。

5. 適用

当規約に対する承諾はネスレとの全ての取引の前提条件となります。当規約について言及している発注書を受理することによって、サプライヤーの契約履行に関わる全業務において当規約に同意したこととなります。当規約自体、もしくは当規約を順守することが、サプライヤーに何らかの権利を付与するものではありません。規約にある基準は、サプライヤーとネスレの契約もしくは法的合意事項への追加であって、それらにとって代わるものではありません。

ネスレサプライヤー規約 4つの柱

1. 人権

ネスレは、国際連合で採択された「ビジネスと人権に関する国連指導原則」を支持しており、サプライヤーが労働基準法を順守し、人権を尊重していることを期待します。少なくとも下記項目の順守が求められます：

結社の自由及び団体交渉権

サプライヤーは、従業員に対して、関係法令等に従った結社の自由及び団体交渉の権利を与えることを求められます。

強制労働

サプライヤーは、ILO 第 29 号条約及び第 105 条約に則り、強制労働を利用してはなりません。強制労働には、従業員に対して体罰、拉致、恐喝といった手段を用いることを含みます。また、従業員を管理するため身分証明書、旅券、預金又は労働許可書の引渡しを義務付けることも、強制労働にあたります。

雇用慣行

サプライヤーは、法律上、その施設で労働する資格のある従業員のみを雇用することができます。また、サプライヤーには、その従業員に労働の資格があることを適切な書類によって確認する責任があります。全ての労働は自由意思によるものでなければならず、労働者には自由に離職する権利があり、彼らが適切な通知を行えば雇用を終了させることができなければなりません。

労働は、国内法もしくは慣習によって確立された、広く一般に認められている雇用関係に基づいて行われなければなりません。労働法もしくは社会保障関連法等、あるいは正規雇用により発生する規則に基づく従業員への義務は、従業員の技能向上、正規雇用を意図しない単純労働、請負契約、在宅勤務、徒弟制度などを理由として回避されてはなりません。また、過度の期間雇用契約によって妨げられてはなりません。

最低就労年齢

ILO 第 138 号条約及び第 182 号条約に則り、サプライヤーによる児童労働者の使用は厳に禁止されています。ILO 第 138 号条約の原則として、ILO 又は国内法が例外を認めていない限り、15 歳未満での就労は認められていません。サプライヤーが若年労働者を雇用する場合、彼らが健康・安全・道徳面での発達を損なうおそれのある危険な労働に晒されることはないことを表明しなければいけません。

公正かつ平等な待遇

サプライヤーは、尊厳と尊敬をもって従業員を扱わなければなりません。

- サプライヤーは、ILO 第 111 号条約に則り、求人・雇用面で、人種・肌の色・宗教・性別（性的指向を含む）・年齢・身体的能力・国籍・政治的思考・組合への加入・健康診断結果・配偶者の有無などの要素によって、差別してはなりません。
- 従業員に対するいかなる形での心理的・身体的・性的嫌がらせ、言語による脅し又は脅迫も、あってはなりません。
- サプライヤーは、従業員の個人情報を収集した際、そのプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めることが求められます。
- 施設の警備のため、警備員を雇用し、あるいは警備委託契約を締結する場合、サプライヤーは、その者に対しても公平かつ平等な取扱いをすることが求められます。

労働時間及び休日

サプライヤーは、その従業員が、関連する法令及び業界標準に基づいて、就業・時間外労働を行うことや、休憩・休暇を取得することを保証しなければなりません。該当する労働関係法がない場合、サプライヤーは、週60時間を超える労働を要求してはならず、勤務日が6日続いたら、少なくとも1日の休暇を与えるべきです。また、時間外労働は必ず本人の同意のもとで行われるべきであり、割り増し賃金が支払われなければなりません。

賃金と手当

サプライヤーは、従業員に対し、少なくとも国内法に従った賃金と手当を支払わなければなりません。また、時間外労働や割り増し賃金を含む労働協約を順守し、支払わなければなりません。賃金は、従業員とその公的に認められている扶養家族にとって最低限必要な出費を賄うとともに、若干の裁量所得を得るに十分であることが望まれます。サプライヤーは、雇用や報酬制度において、あらゆる形式の差別もしてはなりません。

2. 安全と健康

ネスレは、サプライヤーが従業員の業務上の怪我や病気を防ぐよう、業務及び管理の体制を整えることを期待します。

職場環境

サプライヤーは、従業員に安全で健康な労働環境を提供するものとします。最低限、飲料に適した水、適切な照明、温度、換気、衛生、個人用防護具が備え付けられた備品の整った職場の提供が求められます。更に施設は、関連法規や条例に定められた基準に沿って建設され維持されなければなりません。

住宅状況とプライバシー尊重

サプライヤーが住宅を提供する際は、寮の施設は関連法規や条例に定められた基準に沿って建設され維持されなければならず、工場や製造エリアから完全に分離されていなければなりません。寮の建物は全て、従業員が自由に出入りでき、清潔で安全でなければなりません。そこには清潔なトイレ設備、飲料水があり、衛生的な食品の調理と貯蔵の設備があるものとします。全ての寮の設備は、ある程度の個人的空間、適切な暖房と換気、清潔なシャワーと洗面所を完備するものとします。

防災管理

サプライヤーは、災害対策をしなければなりません。これは従業員への周知、避難計画の策定、避難訓練の実施、適切な緊急医療品の備蓄、適切な火災探知システム、適切な避難経路の設置を含みます。サプライヤーは、従業員に対し、定期的に緊急時想定、その対処法及び応急処置の訓練をするものとします。

製品品質と安全性

サプライヤーが提供する全ての製品とサービスは、関連法規の品質と安全の基準を満たしたものでなければなりません。ネスレと取引したりネスレに代わって業務を行ったりする際は、サプライヤーはネスレの品質要求事項を順守しなければなりません。

3. 環境持続性

ネスレはサプライヤーに対し、環境に関連する法的要件を満たし、継続的に環境パフォーマンスを改善することを求めます。

環境許可証とレポート

サプライヤーは、全ての必要な環境に関する認可、登録を取得・維持し、その報告ガイドラインに従い、いかなる時も順守の状態を保たなければなりません。

環境マネジメントシステム

サプライヤーは、(ISO14001:2004 のような国際基準をベースとして) 著しい環境影響指標をモニターし、制御し、最低限にするよう設計された環境管理システムを文書化して実行することが望まれます。

危険物と製品の安全性

サプライヤーは、有害物質、化学物質、薬品を認識し、それらの安全な取扱い、移動、保管、再生、再利用、廃棄を確実に行うものとします。サプライヤーは、有害物質、化学物質、薬品に関連する全ての法規を厳格に順守し、関連法規に定められた規制や製品安全要求を満たさなければなりません。またサプライヤーは、主な従業員に対し製品の安全にかかわる実務についての教育・訓練を行わなければなりません。

資源の消費、環境汚染防止と廃棄物の削減

サプライヤーは、エネルギーや水を含む天然資源の消費の最適化を図ります。サプライヤーは、環境汚染を防止するため、固形廃棄物、排水、排出ガスの量を最小限にするべく、適切な措置を講じて実行するものとします。排出又は廃棄の前に、サプライヤーは、法規に従って排水や固形廃棄物を適切に処理しなければなりません。

4. 誠実なビジネスのために

ネスレは、サプライヤーに対し、ネスレ製品となる原材料の購入先や製造元あるいは生産される国において、関連する法規を順守することを求めます。サービスの場合は、サービスが提供される地域の法規が対象となります。

不適切な便宜

サプライヤーは、全ての活動において、公的私的にかかわらず、また直接あるいは仲介を通じてを問わず、第三者から取引を獲得あるいは維持することを目的として、個人的な計らいや不適切な便宜を提供したり約束をしたりしてはなりません。また、サプライヤーは、賄賂の提供や受け取り、キックバックの手配や受け取りをしてはなりませんし、自らが、又はビジネスパートナーが、法令で禁じられている贈収賄行為をすることは許されません。

苦情対応

サプライヤーは、匿名の苦情を処理する仕組みを設けることが望まれます。担当者は継続的に苦情処理の仕組みをモニターし、浮かび上がった問題点を記録し、プライバシーに配慮して適切なアクションを取ることが求められます。

記録

サプライヤーは、常に透明性を持って最新の文書と記録を維持し、対象となる原材料、サービスが政府機関や業界の規則に従っていることを明確にする必要があります。

原産地

サプライヤーは、納品するものに関して原産国を全て明確に示すことのできる能力を求められます。ネスレは、上流サプライチェーンのコンプライアンスの評価を行うため、サプライヤーに対し、ある時点における原産地を明確にした完全なサプライチェーンマッピングの作成を依頼する権利を保持しています。

知的財産

サプライヤーは、ビジネスパートナーの機密情報を適切に保護し、維持すること、そして、契約上使用が承認されている情報のみを使用することを求められます。また、業務委託の際に機密情報を開示する際は、ネスレの同意の上で行うものとします。

利害の対立

サプライヤーは、利害の対立があると思われる状況について、ネスレに通知するものとし、ネスレの従業員又は契約を結んでいる専門家がサプライヤーのビジネスに利害関係がある、又は経済的な結びつきがあると感じた場合は速やかにネスレにその情報を開示する必要があります。

追加項目

- サプライヤーは、「ネスレサプライヤー規約」に加え、その他のプログラム、特にネスレの「責任ある調達のガイドライン (Responsible Sourcing Guideline)」をも尊重するものとします。
- 農場や農家からの直接調達の場合は、当規約の基準を順守するために、適用される農業規範が守られていることが必要です。「農林水産品についてのネスレの責任ある調達のガイドライン (The Nestlé Responsible Sourcing Guideline for Materials of Agriculture, Forestry, Fisheries and Aquaculture Origin)」には、ネスレ農業サービスチームの支援を得て最善の施策を導入するための追加指針が記載されています。

次のステップ

I. 違反報告

サプライヤーは、法律並びに当規約に反する行為が行われたおそれがある場合、速やかにネスレに報告する必要があります。ネスレの担当者にご連絡ください。

II. サプライヤーによる確認様式（ネスレから求められた場合に限る。）

当社は以下の通り確認します：

- 当社は、ネスレにより発行された 2013 年版ネスレサプライヤー規約を受領し、理解しました。
- 当社は、当社が事業を行う国の関係法令や規則を承知しています。
- 当社は、ネスレサプライヤー規約を順守できない場合、速やかにネスレに通知します。
- 当社は、ネスレサプライヤー規約に従い、これを適用し、当規約に変更を加えたり無効にしたりすることはありません。
- 当社は、ネスレサプライヤー規約を、下請会社を含む全ての従業員に周知し、彼らが当規約を順守するよう努めます。

当社は、当規約の条項の順守を確認する目的で、ネスレ又はその代行機関が、予告の上、又は緊急の場合は予告なく、当社又は契約先の敷地内で監査を実施する場合があることを承諾いたします。

会社名 _____ 印

役職

氏名 _____

日付 _____

本書類は、サプライヤーにおいて権限ある者による署名又は記名捺印が必要です。署名又は記名捺印後、ネスレ日本株式会社調達部までご返却ください。（ネスレから求められた場合に限る。）

